

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策の振興については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定を含め4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口の減少や少子・高齢化が急速に進んでいる過疎地域では、医師等の不足、公共交通の不足、耕作放棄地の増加・森林の荒廃等によって、生活・生産基盤の弱体化がさらに進行し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化を有し、食料や水資源の供給はもとより、自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、いやしの場の提供など、多面的な機能を有し、国民生活や産業活動を支えるとともに、豊かな国土形成に寄与している。

国民の財産であるとの認識のもと、今後の国づくりを進めていく上では、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、そこで生活する住民にとって安心、安全に暮らせる地域として健全に維持していくことが重要であり、そのためには、引き続き過疎地域に対して、積極的な支援策を講ずることが不可欠である。

よって、国におかれては、平成22年3月をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に替わる、新たな過疎法を制定の上で、総合的な過疎対策を充実強化し、地域の振興を図るよう要望する。

また、新たな過疎法においては、次の事項について特段の配慮を強く求める。

記

- 1 水源の涵養、二酸化炭素の吸収、自然災害の防止、安心安全な食料の供給など、過疎地域の多面的機能を評価し、その役割を明確に定義づけた新過疎法の制定とすること。
- 2 新たな法律の制定に当たっては、過疎地域の疲弊した実態を踏まえ、「一部過疎」「みなし過疎」の継続を含め、現行の過疎地域を引き続き過疎地域の指定対象とすること。
- 3 過疎地域で安心して住み続けられることができるよう、産業の振興と生活交通、情報基盤、医療体制といった生活基盤の確保を図るための財源措置を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月7日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 国家戦略担当大臣
総務大臣 財務大臣
農林水産大臣 国土交通大臣
行政刷新担当大臣